

山口市元気いきいき条例  
(逐条解説)

平成24年12月20日

## 山口市元気いきいき条例

健康は、世代に関わらず全ての市民にとっての活力の源であり、生涯幸福な生活を送っていく上での基本となるものである。

健康づくりは、本来市民一人一人が主体的に取り組んでいく課題であるが、生活習慣が異なり、多様な社会環境に置かれた個人の健康づくりを支えるためには、社会全体の取組も欠かせない。

この条例の制定により、健康づくりは、山口市で生活し、活動する人や組織共通の課題と社会全体で認識され、市民、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体が医療関係者と相互に連携を図りながら一体となって取り組んでいくための環境づくりが促進され、もって、健康づくりの主役である市民一人一人の主体的な取組が促されることを目指すものである。

### 【解説】

この条例を策定した背景を示しています。

健康は長寿社会において生涯住みなれた地域や自らが望む地域で幸せを実感しながら生活していく上で不可欠となるものです。健康づくりは一義的には市民一人一人の取組に委ねる部分が多いものの、一方で働き方やライフスタイル等、それぞれの置かれた社会環境、生活環境及び自然環境等によって健康への関心や健康づくりのために費やせる時間、利用できる施設等が異なり、市民個々で取り組んでいくには限界もあることから、社会全体で支えていく視点も欠かせません。

山口市を概観してみると、市域面積が1,000平方キロメートルを超え、また、中山間地域等多様な生活環境を有することから、健康であることが住みなれた地域で暮らしていく上でとても重要になってきます。

一方で、本市における一件当たり及び一人当たりの国民健康保険関係医療費及び受診率は増加傾向にあり、今後一層の健康づくりの取組が求められているといえます。

また、本市が平成23年度に行ったまちづくりアンケートでは、普段健康だと考えている人が8割近くあるものの、健康によい生活習慣を問う質問では、特に就労年齢（18歳から64歳）では、適正な睡眠時間を確保している人の割合は51%程度、朝食を毎日とる人の割合は70%程度であり、それぞれ5割及び3割の人が実践できていない状況にあります。さらに、週2回30分以上の運動や日常生活で毎日60分体を動かすかを問う質問に至っては8割近い人が実践できていない状況にあり、週1回以上スポーツを行うことへの問いに対しては8割近い人が「していない」との回答になっています。

さらに、特定健康診査実施率及び特定保健指導終了者割合について、就労（加入する健康保険の種別）構造による違いは考えられるものの、国県に比して相対的に低い水準にあります。

これらは、前述のように単に個人の取組だけでは健康づくりの取組が進まない現状の一

端を示していると考えられます。

こうしたことから、市民一人一人の健康づくりの取組を促進することを前提としたうえで、健康づくりを保健衛生等の特定の分野、特定の人や団体だけの課題としてとらえるのではなく、社会共通の課題として考え、連携して個人の取組を支える環境づくりを進めるためにこの条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、市民、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者の連携による健康づくりに関する基本的な事項を定めるとともに、ともに健康づくりに取り組み、もって、明るく元気で、いきいきとした市民生活の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を示しています。

明るく活力のある市民生活の実現という最終目的のために、山口市で生活し、活動する人や組織が連携して健康づくりに取り組んでいく上での基本となる事項をこの条例で定めています。

「その他健康づくりに関わる団体」には、国及び県並びにその関係機関並びに市民活動団体等の継続的に健康づくりに関わる団体（明記されている市民、市、地域コミュニティ、学校等、事業者及び医療関係者を除く。）が含まれます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 健やかで充実した生活を送るため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣を改善し、心や身体の状態をより良くしようとするをいう。
- (2) 運動 安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する全ての身体の動きのうち、体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。
- (3) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行うものをいう。
- (6) 医療関係者 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設において医療を提供するものをいう。

## 【解説】

### (第1号)

「健康づくり」は、主に一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること。）の観点から生活習慣の改善を行うことにより、身体だけでなくこころの状態も良くすることを含むものとしています。

### (第2号)

「運動」には、勝敗や記録を競うことを目指す競技スポーツだけではなく、余暇時間の散歩や体を動かすことを伴う趣味やストレッチングなど、それぞれの年齢、性別及び健康状態等に応じて計画的又は意図的に行う身体活動すべてを含むものとしています。

### (第3号)

特定の地域を対象とした組織であり、地域づくり協議会や自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等を含むものとしています。

### (第4号)

学校だけではなく、保育園等の児童福祉施設も含むものとしています。

### (第5号)

事業の内容に関わらず、市内において事業を行うものを広く含むものとしています。

### (第6号)

医療法第1条の2第2項において、「病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）」とされており、本条例においては、そこで医療を提供するものを「医療関係者」としています。

## (基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が自らの問題であることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、健康づくりの取組を主体的に行うこと。
- (2) 市民、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体が、それぞれの意思及び主体的な取組を尊重し、医療関係者と相互に連携を図りながら責任及び成果を分かち合い協働により行うこと。

## 【解説】

健康づくりに取り組んでいく上での基本となる共通の考え方を示したものです。

### (第1号)

健康づくりは、市民一人一人が健康への意識を高め、自らの問題として主体的に取り組んでいくことが前提となることを明確にしています。

その際、医療関係者の実施する健康診断や検診等により健康状態を定期的・客観的に把握するとともに、正しい情報に基づいた健康管理が必要であり、その上で年齢、性別及び健康状態等に応じた健康づくりの取組を主体的に進めていく必要があることを定めています。

す。

(第2号)

健康づくりには、市民一人一人の主体的な取組が必要となりますが、個人の力だけでは難しいため、ヘルスプロモーション（1986年にカナダのオタワで開催された世界保健機構（WHO）の会議で提案された概念）の考えに基づき「みんなが力をあわせる」ことや「健康を支援する環境づくり」を進めていくことも必要となります。

個人の健康づくりに対し、社会全体で支援していく体制があることで個人を取り巻く環境が改善され、生活の質の向上を図ることができます。

その際、健康づくりがそれぞれの意思にもとづく主体的な取組を前提にするものであることから、それを阻害することがないように、また、医療関係者と連携することによって得られる客観的かつ正確な情報をもとに、適切な役割分担のもと、成果を共有することによって行われることが必要であることを位置づけています。

(市民の役割)

第4条 市民は、健康づくりに対する関心と理解を深め、積極的に健康診査及び健康診断並びに検診（以下これらを「健康診断や検診等」という。）を受けること等により自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域、職場、学校等その他において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

【解説】

健康づくりには、まずもって市民一人一人の取組が必要であることから、自ら意識を持ち、正しく、客観的な情報に基づいて取り組んでいくことを市民の役割として位置づけるものです。

特に医療関係者の実施する健康診断や検診等を受け、客観的な所見を踏まえ、年齢、性別及び健康状態等それぞれの状況に応じて行われることが必要です。

そのうえで、家庭、地域、職場、学校等その他で行われる活動に参加することで社会全体として支えあう取組となることを期待するものです。

(市の責務)

第5条 市は、市民の健康づくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、その保有する施設等を積極的に活用するとともに、市民、地域コミュニティ、学校等（市以外のものが設置するものに限る。）及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、市民の健康づくりに資する施策を含む計画を策定しようとするときは、この条例の趣旨を踏まえたものとなるよう努めなければならない。

## 【解説】

### (第1項)

健康づくりの取り組みを市の施策として位置づけるとともに、第2条(定義)第1号にもあるように、それは食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康等生活習慣全般に関わるものであることから、部局横断的な取組を求めるものです。

また、市民、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体を巻き込んだ取組となるよう、国において設定された「健康増進普及月間(9月)」や県において設定された「歯・口腔の健康づくり推進週間(11月8日から14日)」と連動した取組も期待するものです。

### (第2項)

健康づくりのための施策を総合的に実施するにあたって、市の保有する施設等を積極的に活用すること及び健康づくりの主体としての市民等の意見を反映させるための措置を講ずることを求めるものです。

「施設等」には、体育及びスポーツを目的として設置された施設に限ることなく、学校施設や遊歩道等のレクリエーション施設のほか、研修会場等市が保有する施設及び土地を含みます。

また、それらを利用する上で必要となるトイレ等の関連施設も含めて環境整備を考える必要があります。

「施設等」の利用にあたっては、安全性の確保の他、指定管理者制度や本来の利用目的への支障等に配慮していくことが必要です。

また、「積極的に活用」していくために、料金面での利用促進を図っていくことも求めるものです。

市民等の意見を反映させるための措置の具体的な事例としては、健康増進法第8条第2項の規定に基づく「山口市健康づくり計画」や食育基本法第18条の規定に基づく「山口市食育推進計画」を改定していく際の市民意見の反映等が考えられます。

また、計画の策定段階に限らず、計画を実施していく中での市民等との協働による評価の仕組みづくり、例えば現在設置されている「山口市健康づくり推進協議会」のような取組についてもこの中に含まれるものです。

### (第3項)

教育、福祉、医療及びスポーツ分野その他の健康づくりに関連する施策を含む計画を策定する際には、この条例の趣旨を踏まえる必要があります。

#### (地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、地域の健康づくりを推進するため、地域の特色を生かした運動その他の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市、他の地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療

関係者が実施する健康づくりの推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

#### 【解説】

地域コミュニティにおける取組は、市民にとっての活動のきっかけになるとともに、身近に仲間ができることによる継続的な取組への効果が期待できることから、積極的な取組を求めるものです。

また、地域におけるつながりや連帯感は、精神的な安定をもたらす要因のひとつと考えられることから、地域で活動が行われること自体に大きな意味があるといえます。

具体的な取組事例としては、各地域に設置されている「地域づくり協議会」が定める地域づくり計画の中に健康づくりに関する取組を位置づけること等が想定されます。

「地域の特色」とは、その地域の持つ自然資源、運動施設、年齢階層及び産業構造等をいいます。

また、市、他の地域コミュニティ、学校等及び事業者、医療関係者等の取組と連携することにより、健康づくりの取組が社会全体での取組となることを期待するものです。

#### (学校等の役割)

第7条 学校等は、保有する資源等（学校等が保有し、又はその管理に属する施設及び設備等をいう。）の健康づくりの推進のための活用に努めるとともに、様々な健康づくりの主体との連携及び協力により、幼児、児童、生徒及び学生の健康づくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

#### 【解説】

学校や児童福祉施設等に対し学校保健安全法や児童福祉施設最低基準に規定された保健管理や安全管理だけでなく、行政機関、地域コミュニティ及び事業者等の他の健康づくりの主体との連携及び協力を行いながら、そこで学び保育される幼児、児童、生徒及び学生が日常生活においても健康づくりを実践していけるよう取り組んでいくことを求めています。

また、本条例の健康づくりには心の健康づくりも含むものであることから、児童、生徒、学生の心のケアを含めた健康づくりを進めていくことは、いじめ問題の解決にも寄与するものと考えています。

「保有する資源等」とは、保有又は管理する施設、設備の他に教員等を含み、研修会への講師派遣や施設開放等、本来の目的に支障のない範囲で健康づくりのために有効活用されることを求めています。

市が設置する学校等については、第5条の市の責務の対象となるものですが、ここでは、学校等という幼児、児童、生徒及び学生の教育や保育に直接関わるという施設の性格上、特に遵守すべき事項を位置づけています。（事業者が設置する学校等についても事業者としての立場では第8条の対象にもなるものです。）

(事業者の協力)

第8条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の受動喫煙の防止、健康診断や検診等の受診の促進及び休暇の取得の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

事業者は、労働安全衛生法により快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、働く者の健康を確保する必要があります。

この規定は、こうした法律により義務づけのあるもののほか、受動喫煙の防止や健康診断（労働安全衛生法に定めのある項目以外）を受ける機会の確保、休暇の取得促進等、健康づくりのために事業者が積極的な役割を果たすことを求めるものです。

受動喫煙の防止及び健康診断や検診等の受診といったもののほか、仕事がストレスの要因となる場合があること、さらには仕事に費やし拘束される時間が生活時間の上でかなりの割合を占める場合が多いこと等から、事業者が有する事業に従事する者の日常生活への影響、さらには、市民全体の健康づくりへの影響の大きさを考慮し、休暇（心身の休養若しくは運動のための休暇又は健康状態を定期的に把握するための休暇等）の取得しやすい労働条件の整備といったものも「職場環境の整備」の中に含めることを例示として特記し、取組を求めることとしています。

このような健康づくりにおける事業者の有する影響の大きさに鑑み、市の取組への協力を求めるための規定を位置づけています。

ここでは労働安全衛生法等で使用されている「労働者」という表現ではなく、対象を広げ「事業に従事する者」という表現にしています。

(重点的配慮事項)

第9条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するに当たっては、主に次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 健全な食生活の知識の普及に関すること。
- (2) 運動習慣の知識の普及及び運動のための環境の創出に関すること。
- (3) 心の状態をより良く保つための知識の普及及び支援の充実に関すること。
- (4) 喫煙による健康被害の知識の普及及び禁煙支援並びに受動喫煙の防止に関すること。
- (5) 歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの知識の普及及び保健サービスの実施に関すること。
- (6) 健康診断や検診等の受診率及びそれに基づく保健指導の実施率の向上に関すること。

**【解説】**

市が施策を推進するに当たって主に配慮すべき事項を示すものです。



(第1号)

3度の食事を主食・副菜・主菜そろえてバランスよく食べることや質量を考えた間食等の健全な食生活に関する知識の普及を進めることを内容とする規定です。

(第2号)

年齢に応じた適正な運動習慣に関する知識の普及とともに、運動を促進することにつながる市民の体制づくり、歩行及び自転車による移動を促進するための施設整備並びに学校施設の芝生化等といった運動のための環境づくりを進めることを内容とする規定です。

(第3号)

心の健康のための知識の普及や相談体制の充実、その他メンタルヘルス対策の充実を内容とする規定です。

(第4号)

喫煙に伴う健康被害については、科学的にもある程度明らかになっていることから、喫煙による健康被害に関する知識の普及や禁煙希望者への禁煙支援による喫煙率の削減、一方で受動喫煙防止対策による第三者への健康被害の防止を内容とする規定です。

(第5号)

歯磨きの習慣づくり等の歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及並びにフッ化物応用（フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等）等の歯科疾患の予防対策を進めることを内容とする規定です。

国においては平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が、県においては平成24年3月に「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」が制定されました。

そのうち、ここでは主に一次予防に関する規定とし、検診（第6号に規定）や医療行為に係るものは除いています。

「歯」は一般的に「口腔」に含まれるものですが、分かりやすさの観点から県条例の表記と同様に「歯・口腔」の表記としています。

(第6号)

定期的・客観的に健康状態を把握し、それに基づく健康づくりのための取組を促進するため、特定健診等の健康診査及び検診等の受診率向上のための取組を進めることを内容とする規定です。

(市民、地域コミュニティ、学校等及び事業者等との協働の機会)

第10条 市は、市民、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者と協働して健康づくりを推進するため、次に掲げる機会を設けるものとする。

- (1) 健康づくりに関して意見を交換する機会
- (2) 健康づくりに関して学習する機会

【解説】

(第1号)

連携のきっかけづくりとともに、それぞれの取組を有機的に結びつけることで、個々の取組をより効果的、効率的なものとするを目的とするものです。

(第2号)

それぞれが持つ情報や知識を共有することで、各主体の取組を正しい情報、正しい知識にもとづいた、より効果的なものとするを目的とするものです。

(地域コミュニティ、学校等及び事業者等に対する支援)

第11条 市は、健康づくりを推進するために必要があると認めるときは、地域コミュニティ、学校等（市以外のものが設置するものに限る。）及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者に対し、財政的支援その他の必要な支援を行うことができる。

**【解説】**

市は、地域コミュニティ、市以外の者が設置する学校等及び事業者その他健康づくりに関する団体の健康づくりの取組を促進させ、それによって山口市の健康づくりを推進していく上で効果があると認める場合には、これら団体に対して財政的その他の支援を行うことができることとしています。これにより、この条例において責務規定を設けている団体の取組を促進し、条例の目的を達成することを目指すものです。

(活動の公表等)

第12条 市は、市民、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者が行う健康づくりの推進に関する活動で有益かつ先駆的な役割を果たすと認めるものについて、これを公表し、及び顕彰することができる。

**【解説】**

市は、有益かつ先駆的であると認める活動について、公表及び顕彰し、広く周知することができることとしています。それにより、活動を行う主体の取組意欲を向上させるとともに、先駆的な取組を広く他の主体に知らせることで健康づくりの取組が効果的、効率的に広がっていくことを期待するものです。

健康づくりの活動は個々のライフスタイルとの関連性が高いことから、プライバシーへの配慮の必要性から、公表又は顕彰するに当たり、その対象者からの同意を得ることが必要であることは言うまでもありません。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、社会環境の変化及びこの条例の施行の状況その他健康づくりの推進状況を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**【解説】**

施行期日については、周知期間を勘案し設定するものとします。

第2項の「所要の措置」とは、条例の改廃を行うことを言います。